

ぴっぷ 農業委員会 だより

第34号
2021年1月発行
編集・発行
比布町農業委員会
(0166)85-4809

年頭所感

比布町農業委員会

会長 御囲 正寛



あけましてお
めでとうござい
ます。

令和3年の新
春を町民の皆さ
まと共に迎えら
れますこと、謹んでお慶び申し上
げます。

日頃から、当農業委員会に対し、
各関係機関の方々を始め、町民の
皆さまには、農業委員会諸活動全
般に深いご理解とご指導を賜り厚
くお礼申し上げます。

昨年
は新型コロナウイルス感染
症拡大の影響により、学校は休校、
観光地等への旅行は自粛、各イベ
ントは中止や延期となりました。
また、高齢者の感染は重篤化しや
すい傾向があり、農業は年配の方
も多いことから、作業中はマスク
を着用、機械を使う場合はアルコー
ル消毒を徹底し、作業は距離を保
つなど、感染予防対策に望んでき

た結果、今のところ感染者は出て
いませんので、一先ず安心してい
ます。

昨年
の農業に関しては、融雪は
順調に進みましたが、5月の田植
え時期に一時的な低温があり、直
播の生育に影響がありました。上
川農業改良普及センターでは、前
年より稲の穂数が少ないという見
解でしたが、8月、9月の気温も
高くなり、台風の上陸もなく、農
作物全般にわたり概ね好調な結果
となりました。

基幹作物の水稲は、町農業協同
組合等の出荷実績とNOSA
I道央の調査田の数値を参考
にした上川の水稲作況指数が
「106」となり、ひとえに
生産者各位の努力と、関係者
各位のご尽力に心から敬意と
感謝を申し上げます。

しかし残念ながら、新型コ
ロナウイルス感染が拡大した
ため、外食産業が低迷し、米
の消費量が減り、品種にもよ
りますが、令和元年産米より
1俵当たり300円から40
0円安くなってしまいました。

農
林水産省でも再生産可能な米価
をはじめとする農産物の価格等の
政策が急務です。

今後
も、各関係機関との連携を
密にし、比布町農業の将来に向け
て、担い手が意欲と希望を持って
持続発展するため、更なる努力を
重ね活動してまいりますので、皆さ
まのご指導、ご協力をお願い申し
上げます。

結
びに、今年も町民の皆さまの
ご健勝、ご多幸、ご活躍を心から
ご祈念申し上げます、新年の挨拶とい
たします。

今 回 の 内 容

- 年頭所感
- 知って得する農業者年金
- 農地のあっせん申し出状況
- 未相続の農地はありませんか？
- 農地移動適正化あっせん事業について
- 農地利用状況調査を実施
- 実勢賃借料のお知らせ
- 令和3年比布町農業委員会総会予定日
- 全国農業新聞を購読してみませんか
- 編集後記

知って得する農業者年金

農業者年金で生活の安定を考えませんか？

次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

国民年金第1号
被保険者

年間60日以上
農業に従事

60歳未満

- ・国民年金第1号被保険者のうち、国民年金保険料納付免除者は除かれます。
- ・国民年金の付加年金（付加年金保険料月額400円）加入が必要です。

● 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

農業者年金は、経営状況や老後の生活設計に応じて、保険料を加入後いつでも月2万円～6万7千円の範囲で千円単位の変更ができ、年払いもできます。

なお、脱退した場合、払った保険料は年金を受給するまで運用し続け、加入期間に関わらず、年金として受給できます。（脱退一時金はありません。）

試算表 農業者年金に加入すれば～ 農業者年金の受給額の試算

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	77万円	65万円	1,645万円	1,742万円
30歳	30年	720万円	51万円	43万円	1,092万円	1,156万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	646万円	684万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	288万円	305万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.35%となった場合の試算です。受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の16年間(平成29年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.89%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和元年度は0.35%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

● 若年層には保険料の国庫補助による手厚い政策支援

農業所得が900万円以下で、39歳以下の農業者が下記の必要な要件に該当する場合、それぞれの区分に応じた国庫補助が受けられます。

■ 国庫補助対象者と保険料

区分	必要な要件	保険料(補助額)			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者で青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定就農者で青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	1万4千円	(6千円)	—	

※国庫補助額は保険料月額2万円(固定)に対する補助額(割合)です。 ※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。

※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。

※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)又は通常の保険料への変更が必要です。

● 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象

詳しくはJA管理課又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

農地のあっせん 申し出状況

農地の売買・賃貸借の申し出状況は、下表のとおりです。（令和2年10月31日現在）

売りたい（現在賃貸中）

番号	所在地	地目	面積 (ha)
1	北6線14号	田	3.9
2	北5線12号	田	4.7
3	北5線6号	田・畑	6.4
4	北1線9号	田	3.8
5	緑町1丁目	田	0.5
6	基線1号	田	4.2
7	北5線11号	田	3.4

※賃貸期間中は、借主の耕作が優先となります。

※5番は農用地区域外のため、農地移動適正化あっせん事業の対象外です。

農地移動適正化あっせん事業により、農地等の買い受け・売り渡しを希望される方の「あっせん申し出」を受け付けています。

この事業で行われた売り渡しには、譲渡所得の特別控除等の特別措置があります。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。（☎85-4809）

番号	所在地	地目	面積 (ha)
8	北4線14号	田	5.7
9	北4線12号	田	3.1
10	北3線5号	田	1.0
11	北4線10号	田	3.1
12	北4線10号	田	0.6
13	北8線13号	田	5.6



売りたい・貸したい（所有者耕作中）

番号	所在地	地目	面積 (ha)
1	北8線14号	田	4.3
2	北9線14号	田	5.7
3	※北7線12号	田	4.8
4	※基線1号	田・畑	4.8
5	北9線10号	田	2.0
6	北4線11号	田	1.4
7	北6線10号	田	0.9
8	寿町2丁目	田	0.9
9	中町1・2丁目	田・畑	0.9

※3番・4番は売買希望

※8番・9番は農用地区域外のため、農地移動適正化あっせん事業の対象外です。

農地移動適正化あっせん事業について

概要

農用地等を売りたい・貸したい方と、買いたい・借りたい方を結び付け、農地の流動化を進める事業です。

対象農地

農業振興地域内にある農用地

あっせんの申し出

農用地等のあっせんを希望される方は、あっせんの申出書を農業委員会事務局へ提出してください。

あっせん委員

農業委員の中から3名が指名され、あっせんを行います。

あっせんによる農地売買のメリット

売り手は、譲渡所得が800万円（譲渡所得が800万円に満たない場合は、その額）まで特別控除されます。

未相続の農地はありませんか？

登記名義人がお亡くなりになられた農地は、相続人が相続登記をする必要があります。

未相続のままの農地は、売買や転用ができません。葬儀等が終了し、気持ちが落ちつかった後でよろしいので、法務局への登記手続きをお願いします。

農地利用状況調査を実施

農業委員会では、耕作放棄地や農地転用等の現状を確認するため、農地パトロールと併せて農地利用状況調査を行っています。

令和2年10月27日、農業委員による調査を実施した結果、農地の荒廃化が一部に見られましたので、所有者は、周辺耕作者の営農条件に支障が生じないよう適切な管理をお願いします。
 なお、農地の管理、貸借や売買などについてお困りの方は、農業委員会事務局へご相談下さい。



令和2年農地利用状況調査

実勢賃借料のお知らせ

過去1年間に農業委員会を通じて締結された賃貸借契約の賃借料は左表のとおりです。
 今後、農地を貸し借りする場合はの参考にしてください。

「実勢賃借料一覧表」

【単価：10a当たり】

区分	実勢賃借料	参考賃借料
最高額	14,400円	上13,000円
最低額	5,000円	中10,000円
平均額	10,833円	下7,000円

※実勢賃借料は、令和元年12月～令和2年11月に締結された賃貸借契約により算出したものです。

比布町農業委員会総会は、原則毎月第4火曜日に開催しています。令和3年の開催予定日は下記のとおりです。

なお、申請書等の受付締切りは、総会開催日の11日前です。

- 第7回 1月26日 (15日締切り)
- 第8回 2月24日 (12日締切り)
- 第9回 3月23日 (12日締切り)
- 第10回 4月27日 (16日締切り)
- 第11回 5月25日 (14日締切り)
- 第12回 6月22日 (11日締切り)
- 第13回 7月27日 (16日締切り)
- 第14回 8月24日 (13日締切り)
- 第15回 9月28日 (17日締切り)
- 第16回 10月26日 (15日締切り)
- 第17回 11月24日 (12日締切り)
- 第18回 12月28日 (17日締切り)

※総会予定日は変更する場合がありますので、詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。

全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は地域農業者の代表機関である農業委員会組織の全国農業会議所が発行している週刊の農業総合専門紙です。
 地方版には、地域の元気で特徴ある明るい話題や独自のイベント情報などが掲載されています。



- ・毎週金曜日発行
- ・B3版8～10頁建
- ・購読料：月700円 (送料、税込み)

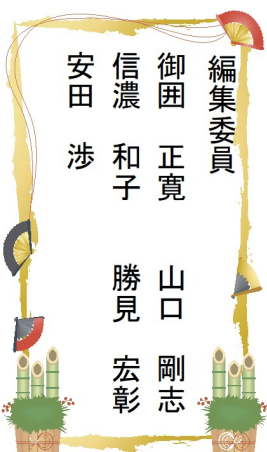
購読申し込みは、農業委員会まで。

編集後記

新年、おめでとうございます。
 昨年は、新型コロナウイルスの影響により例年通り活動できないことが多く、戸惑うことばかりでしたが、本町では幸いにも影響を受けることはなく、農業も平年並みの収穫量となりました。

7月に農業委員の改選があり、新たに4名が加入しました。在任の委員と力を合わせ、委員会活動を行っていききたいと思えます。

新型コロナウイルスの影響はまだまだ懸念されますが、ご自愛いただき、本年も良い年でありませう、また、本町の農業が益々発展しますように願っています。
 編集後記といたします。
 (安田 渉)



- 編集委員
- 御園 正寛
 - 信濃 和子
 - 安田 渉
 - 山口 剛志
 - 勝見 宏彰